

ほっと安心倶楽部

規約



ほっと安心倶楽部会員規約

❁❁ 第1条 (目的)

ほっと安心倶楽部は、弁護士，司法書士，税理士，不動産鑑定士，土地家屋調査士，宅地建物取引士らが所属する専門家グループ「A-solution」（エー・ソリューション。以下，「甲」と言います。）が，その専門的知識，経験を駆使して，会員の人生における不安，トラブルを防止，解消することによって，会員及びその家族が，ほっと安心し，長期にわたり豊かな生活設計を図ることを目的とします。

❁❁ 第2条 (会員)

会員とは，会員規約を確認の上，入会申込書に必要事項を記入し，入会の申込みをされ，甲が入会を認めた方をいいます。

なお，法人は，会員となることができません。

❁❁ 第3条 (会員特典)

- 1 会員本人及び会員の配偶者は，以下のような様々な諸問題に対し個別対応が必要な場合において，甲から会員価格（通常価格の1割引き）でサポートを受けることができます。

- (1) 不動産，保険を活用した資産運用
 - (2) 節税対策
 - (3) 事故，紛争に巻き込まれた場合
 - (3) 認知症になる以前，認知症となった場合等の財産管理
 - (4) 遺言書の作成
 - (5) 経営者の事業承継
 - (6) 死後の様々な事務処理
 - (7) その他，人生の節目（就職，結婚，出産，転居，転職，独立開業，会社設立，定年退職，資産売却，資産活用）において生じうる様々な諸問題
- 2 会員本人及び会員の配偶者は，1の他，月1回30分程度，生活上のよろず無料相談を受けることができます。

ただし，ご相談内容によっては対応できない場合があることをご了承いただきます。その場合は，月1回の無料相談にはカウントいたしません。

なお，無料相談を行わない月がある場合でも，翌月に繰り越すことはできません。

- 3 1，2項の相談は，甲所属メンバーの各事務所，電話によるものとします。

第4条（年会費）

- 1 会員は，甲に対し，甲が指定する預金口座に，10月1日から翌年9月末日を1事業年度とする年会費1万2000円（消費税込）を毎年9月末日までに支払うものとします。

なお，入会初年度の年会費は，当該入会の日属する月分から月割り計算することにより算出するものとし，入会承認通知書及び振込依頼書受領後10日以内に支払うものとします。

- 2 支払済みの年会費は，理由のいかんを問わず返還しないものとします。

第5条（届出事項の変更）

- 1 会員は，住所，氏名，電話番号，FAX番号，電子メールアドレス，勤務先等に変更があった場合には，甲に対し，速やかに変更申出書の提出より行うものとします。

- 2 会員は，1項の住所，氏名等の変更の届出を怠った場合，甲からの通知または送付書類等が延着または不到達となっても，甲が通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議ないものとします。

第6条（退会・除名）

- 1 会員が退会を希望する場合は，1カ月前までに，甲に，退会届出書の提出により行うものとします。

会員が死亡した場合は，自動退会となりますが，当該死亡した会員の配偶者が会員となることを希望する旨申し出た場合には，会員の配偶者は，

死亡した会員の地位を引き継ぐものとします。

2 甲は、会員に対し、以下の場合において、除名措置をとらせていただく場合があります。

- (1) 会員の登録内容に虚偽がある場合
- (2) 会員の登録内容に変更があったにも関わらず、所定の届出がなくサービスの運営上支障が生じた場合
- (3) 不正行為・迷惑行為があった場合
- (4) 手段の如何を問わずサービスの運営を妨害した場合
- (5) 第4条規定の年会費の未払いがあった場合
- (6) 本会員規約に違反した場合
- (7) その他、甲が会員として不適切と判断した場合

第7条（本規約及びサービスの変更と中止）

- 1 本規約及び当サービスの内容は予告なく変更・改定または廃止する場合があります。
- 2 運営上の都合や天災・その他の非常事態による障害の発生などにより、当サービスの提供を予告なく一時的に中断することがあります。

第8条（個人情報の取扱い）

甲が取得した個人情報は、会員サービスを行う以外の目的には使用しないものとし、会員から事前の同意を得られた場合、法令に基づく場合を除き、第三者に開示することはありません。

第9条（裁判管轄）

本規約に関する紛争が生じた場合は、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第10条（規定外事項）

本規約に定めのない事項及び本契約の解釈に疑義が生じた場合には、誠意を持って協議し、その解決にあたるものとします。

平成28年 2月18日 施行